

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

H-3 運動器リハビリテーション料の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

《令和 8 年 6 月 1 日更新》

○ 取扱い

- 1 関節拘縮の傷病名がある場合の K476 乳腺悪性腫瘍手術後の H002 運動器リハビリテーション料の算定は、原則として認められる。
- 2 腋窩部郭清等を伴う次の K476 乳腺悪性腫瘍手術後の H002 運動器リハビリテーション料の算定は、原則として関節拘縮の傷病名がない場合であっても認められる。
 - (1) 「4」乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。））
 - (2) 「5」乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの
 - (3) 「6」乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの
 - (4) 「7」拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）
 - (5) 「9」乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴うもの）
- 3 腋窩部郭清等を伴わない次の K476 乳腺悪性腫瘍手術後の H002 運動器リハビリテーション料の算定は、原則として関節拘縮の傷病名がない場合は認められない。
 - (1) 「1」単純乳房切除術（乳腺全摘術）
 - (2) 「2」乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）
 - (3) 「3」乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）
 - (4) 「8」乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの（内視鏡下によるものを含む。））

○ 取扱いの根拠

乳癌手術後は、肩関節可動域低下や腕の筋力低下、肩・腕の疼痛、リンパ浮腫といった患側の upper limb 機能障害が出現することがあり、腋窩リンパ節郭清術の半数以上の症例で出現するとされている^{※1}。したがって、このような機能障害に対するリハビリテーションは、H002 運動器リハビリテーシ

ョン料の厚生労働省通知※2の「ア 急性発症した運動器疾患」に該当することから、K476 腺悪性腫瘍手術後、関節拘縮の傷病名がある場合の H002 運動器リハビリテーション料の算定は、原則として認められると判断した。

また、関節拘縮の傷病名がない場合であっても、腋窩部郭清等を伴う上記2の手術後は、関節拘縮の状態であることが十分類推できるため、H002 運動器リハビリテーション料の算定は、原則として認められると判断した。

一方、腋窩部郭清等を伴わない上記3の手術後においては、通常、機能障害を来すことはないと考えられることから、関節拘縮の傷病名がない場合の当該リハビリテーション料の算定は、原則として認められないと判断した。

(※1) 日本乳癌学会「乳癌診療ガイドライン」より

(※2) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

運動器リハビリテーション料の対象となる患者は、特掲診療料の施設基準等別表第九の六に掲げる患者であって、以下のいずれかに該当するものをいい、医師が個別に運動器リハビリテーションが必要であると認めるものである。

- ア 急性発症した運動器疾患又はその手術後の患者とは、上・下肢の複合損傷（骨・筋・腱・靱帯、神経、血管のうち3種類以上の複合損傷）、脊椎損傷による四肢麻痺（1肢以上）、体幹・上・下肢の外傷・骨折、切断・離断（義肢）、運動器の悪性腫瘍等のものをいう。
- イ 慢性の運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者とは、関節の変性疾患、関節の炎症性疾患、熱傷瘢痕による関節拘縮、運動器不安定症等のものをいう。

別表第九の六運動器リハビリテーション料の対象患者

- 一 上・下肢の複合損傷、脊椎損傷による四肢麻痺その他の急性発症した運動器疾患又はその手術後の患者
- 二 関節の変性疾患、関節の炎症性疾患その他の慢性の運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者